外国人雇用　実務ガイド

白﨑識隆法律事務所
白﨑ＦＨＲ経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

大阪弁護士会所属
弁護士・社会保険労務士　**白﨑識隆**

1 特定技能2号の誓約書 ― 指導対象者の要件見直しを改めて整理します

対 象　**特定技能2号で受け入れている・受け入れる予定の企業　／　1号から2号への移行を目指す企業**

2026年10月19日 運用要領・参考様式第1－32号 改正 | 入管庁Q&A Q102～Q105 | 10月号号外の続報

号外でお伝えしたとおり、2号の「業務内容に関する誓約書」の**指導対象者の要件が見直されました**。今号では、改正の全体像を整理し直すとともに、**パート・アルバイトの扱い**など号外以降に明らかになった点を補足します。

見直しの全体像 ― 指導対象者（2号が指導する相手）の扱い

論点	見直し前（2026年8月20日～）	見直し後（2026年10月19日～）
勤務形態	フルタイム勤務の者に限る	フルタイムに限らない。**パート・アルバイトも指導対象者になり得る**
勤務場所・部署	同一の事業所に出勤し、原則同一の部署	原則は同じ。就業場所が複数ある場合など、適切に指導していれば**別の事業所・部署でも可**（理由を記載）
他の2号の指導対象	対象者に含めない	専門性の異なる2号が指導する場合や、分野特有の事情（例：**農業の季節労働者**）など合理的な理由があれば含める
人数の一時的な不足	要件を満たさない	採用中・離職・休職など一時的なら、**留意事項5にチェックし理由を記載**すれば柔軟に扱う
申請済みの案件	―	8月20日～10月19日の申請も見直し後の扱いで審査。原則、新様式を再提出（必要数を記載済みなら不要）

分野ごとに必要な指導対象者数（変更なし）

ビルクリーニング **2名** | 工業製品製造業 **2名** | 建設 **2名** | 造船・舶用工業 **2名**
自動車整備 **1名** | 航空（空港グランドハンドリング） **1名** | 宿泊 **2名**
農業 **2名** | 飲食料品製造業 **2名** | 航空（航空機整備）・漁業・外食業 **不要**

「一時的」とは（Q103）

> 指導対象者が**採用プロセス中で確定していない**場合や、指導対象者の**離職・休職**などで、一時的に指導する相手がいない状況が考えられます。

⚠ 誓約書は「書類の形式」ではなく、2号に当たるかどうかの問題です

- × 指導対象者の要件は、**その人の業務が「2号の業務」に当たるか（在留資格に当たるか）**を判断するためのものです。実態が伴わなければ、2号として認められません。
- × **1号・技能実習生と同じ業務**では2号として認められません。「一時的」な不足も、**次回の更新時に人数を満たしていなければ不許可となり得ます**。
- × 記載と実態が違えば**在留資格の取消し**、虚偽の記載は**受入れ企業の欠格事由**になります。

誓約書の書き方のポイント（様式の留意事項から）

具体的に・全て書く	許否に大きく影響するため**全て具体的に**記載。事業所・所属部署・職務内容などが複数あれば**全て**記載します
別の事業所・部署	指導対象者が2号と同じ事業所・部署でない場合は、留意事項3の**理由欄に事情を記載**（別紙の添付も可）
人数の一時的な不足	留意事項5に**チェックを入れ、理由を記載**。次回更新時に満たしていなければ不許可となり得ることを了承する内容です
対象者一覧	氏名（外国人は**在留カード番号**も）、事業所・部署、役職、**指導を受ける職務内容**を記載します

! 今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ パート・アルバイトを含めて**指導対象者を洗い出し**、2号ごとの指導内容・体制を書面で整理する
- ✓ 旧様式で申請中で人数が足りない案件は**新様式で出し直す**。「一時的」で申請した場合は**次回更新までに人数を確保**する

白﨑識隆法律事務所
白﨑FHR経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE
大阪弁護士会所属
弁護士・社会保険労務士　**白﨑識隆**

2 特定技能2号の日本語要件 ― 2027年4月から「B1相当以上」が求められます

対 象　**2号を雇用・2号への移行を予定している企業　／　バス・タクシー・鉄道の1号を受け入れる企業**

入管庁HPで公表 | 2025年3月 基本方針・2026年1月 分野別運用方針で決定 | 上陸基準省令の改正：2027年4月1日施行

2号特定技能外国人には、日本語能力**「B1相当以上」**が求められることになり、その開始時期が示されました。これまで2号で日本語試験が求められていたのは一部の分野に限られていたため、**多くの分野で新たなハードル**になります。

いつから求められるか

現在
分野によって異なる
2号で日本語試験が必要なのは外食業・漁業（JLPT N3）など一部の分野

2027年4月1日～
海外からの呼び寄せ（在留資格認定証明書）
B1相当以上が必須。上陸基準省令の改正により、直接の許可要件になります

時期は未定
国内での変更・更新
1号→2号の**変更**、2号の**更新**は「現在検討中・追ってお知らせ」とされています

どの在留資格で、どのレベルが求められるか（日本語教育の参照枠／CEFR）

A1	A2	A2.2	B1	B2
入門	初級	JLPT N4程度	JLPT N3（B1判定）	JLPT N2程度
育成就労（入国後の講習）	育成就労（講習の目標）	特定技能1号 トラック運転者	**特定技能2号**（2027年4月～） バス・タクシー・鉄道の1号	技人国で語学を使う対人業務（カテゴリー3・4）

※JLPTとの対応は目安です。各要件の詳細は分野別の要領等でご確認ください。

⚠ 国内の変更・更新でも求められる可能性に備えてください

- × 2号の多くは、国内で1号から**在留資格を変更**して移行します。変更・更新の扱いは未定ですが、2027年4月以降は**B1相当以上が求められる可能性があります**。
- × 外食業の要領でも「2027年4月1日以降、2号ではB1相当以上が求められますが、その取扱いは別途お知らせします」とされています。
- × 外食業の要領では、JLPT N3の合格証明書は**「CEFRのB1相当以上と判定された場合に限る」**とされています。**N3に合格すればよいとは限りません**。

日本語教育は「福利厚生」から「人材確保の前提」へ

B1は、身近な話題について筋の通った説明ができる水準で、短期間の学習では届きません。2号への移行、家族帯同、さらに永住（永住許可ガイドラインでも**日本語能力**が考慮要素とされています）まで見据えると、**1号の早い段階から計画的に学習を支援**することが、長く働いてもらうための前提になります。

企業ができる支援の例

- 勤務時間内の学習時間・教室の確保
- 受験料・教材費の補助、合格時の手当
- 日本人社員との面談・OJTでの会話機会
- 国のモデルカリキュラム（育成就労の日本語講習）の活用

! 今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 2号への移行候補者の**日本語レベルを把握**し、2027年4月までに**B1相当（JLPT N3以上・CEFR B1判定）**を目標とした学習計画を立てる
- ✓ 海外から2号を呼び寄せる予定がある場合は、**2027年3月までの申請**か、B1相当の証明の準備かを検討する

白﨑識隆法律事務所
白﨑FHR経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE
大阪弁護士会所属
弁護士・社会保険労務士　白﨑識隆

3 永住者の在留資格の取消し ― ガイドラインで具体例が示されました

対 象　**永住者を雇用しているすべての企業　／　永住者が経営する企業**

2026年10月1日 入管庁ガイドライン策定　改正入管法で追加された取消事由

改正入管法で、永住者でも在留資格を取り消せる場合が追加され、入管庁がその考え方と具体例を示しました。取り消す場合でも、原則として**職権で別の在留資格に変更**されます（引き続き在留させるのが適当でない場合を除く）。

新たな取消事由	想定される主な例
入管法上の義務を守らない	在留カードの**有効期間の更新・再交付をしない**、携帯・提示を拒む など（うっかり1回の失念だけで取り消すことは想定していないとされています）
故意に税金・社会保険料を払わない	督促・催告に応じず相談もしない、分納の約束を繰り返し破る、所在不明になる など。**法人の経営者である永住者が、法人の滞納にあえて応じない場合も含み得ます**
特定の罪で拘禁刑	窃盗・詐欺・傷害・危険運転致死傷など一定の故意犯。**執行猶予付きでも対象**

×「故意」に当たり得る	○ 当たらないとされる例
× 長期滞納のまま届出なく転居し所在不明 × 滞納処分を免れるための財産隠し	○ 病気・災害・失業、ハラスメントによる離職などやむを得ない事情 ○ 分納・猶予を受けて支払っている ○ **給与から天引きされているのに、会社が納めていない**

今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 天引きした所得税・住民税・社会保険料を**期限どおり納付**する（会社の不払いは本人の責任にされませんが、従業員の不安とトラブルの元になります）
- ✓ 永住者の従業員にも**在留カードの有効期間（7年）の更新**を案内する

4 「技術・人文知識・国際業務」― 日本語能力の証明に使える試験が追加されました

対 象　**通訳・接客など語学を使う業務で、技人国の外国人を採用する企業（カテゴリー3・4）**

2026年10月14日 入管庁HP更新　2026年4月15日以降の申請から適用中のルール

2026年4月15日以降、カテゴリー3・4の企業（前年の源泉徴収税額が1,000万円未満の企業や新設企業など）が、**主に語学を使って対人業務に従事する人**を技人国で申請する場合は、その言語で**CEFR B2相当**の能力の証明が必要です。日本語でB2相当とみなされる場合に、試験が2つ追加されました。

JLPT **N2以上**　BJTビジネス日本語能力テスト **400点以上**　日本留学試験（日本語） **200点以上** 追加　JPT日本語能力試験 **525点以上** 追加

中長期在留者として **20年以上** 在留　日本の大学卒業・高専／専門学校の専門課程修了　日本の義務教育修了＋高校卒業

※日本留学試験は読解・聴解・聴読解の合計点です。カテゴリー1・2の企業には、これらの追加書類は求められていません。

今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 語学を使う職種で採用する場合は、内定前に**どの試験・学歴でB2相当を証明できるか**を確認する
- ✓ カテゴリー3・4の企業は、あわせて**「所属機関の代表者に関する申告書」**（参考様式）も準備する

白﨑識隆法律事務所
白﨑FHR経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE
大阪弁護士会所属
弁護士・社会保険労務士　白﨑識隆

5 分野別運用方針の改正案 ― 介護の1号枠拡大、施設給食の分野変更など

対 象　介護事業者　／　病院・福祉施設の給食を受託する企業　／　製造業・建設業・漁業など

2026年10月19日 第15回有識者会議 | いずれも改正「案」の段階 | 受入れ状況：2026年7月末時点・速報値

特定技能・育成就労の分野別運用方針の改正案が示されました。**案の段階**ですが、介護と施設給食は受入れ計画に直結します。

介護 ― 分野全体の枠は変えずに、特定技能1号へ2万人を振り替え

特定技能1号

126,900人 → 146,900人

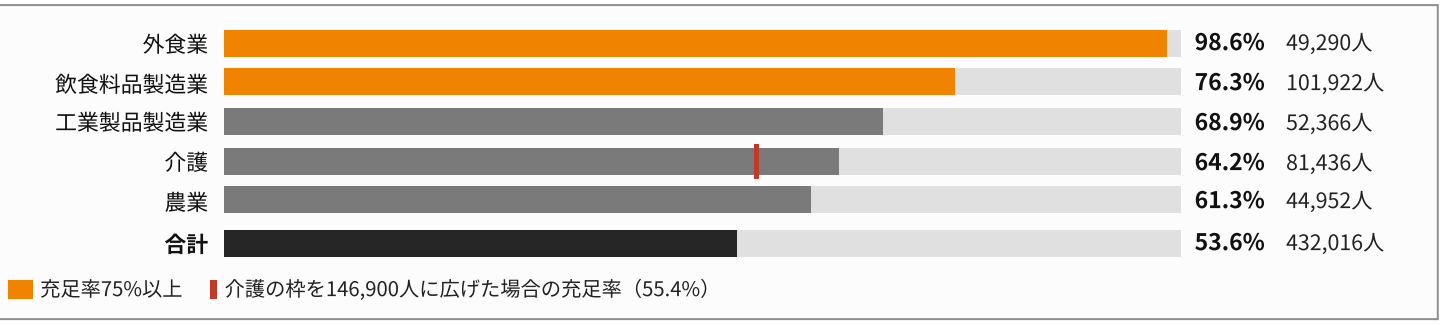
想定を上回るペースで増え、現行の枠では**2027年度後半に上限を超える可能性**

育成就労

33,800人 → 13,800人

技能実習「介護」の受入実績（年約5,800人）から、枠に余裕ありと判断

特定技能1号の受入れ状況（2026年7月末・充足率の高い分野）



医療・福祉施設の給食	外食業分野から**飲食料品製造業分野に付け替え**。緊急的措置として**2027年度の新規申請分から**飲食料品製造業で受け入れる案です。外食業は受入れ見込数に達し、受入れが停止されています（7月末の充足率98.6%）
追加される業務の案	工業製品製造業：板ガラス加工、航空機部品組立て、手袋製造など ／ 建設：**エクステリア施工・ブロック建築**、豪雪地域での**除雪作業** ／ 漁業：**水産物産地卸売市場業** ／ 飲食料品製造業：豆腐製造 ／ 航空：育成就労の対象に追加
技能評価試験	実際の工程に即した試験の導入などが議論され、**特定技能1号の試験は今より難しくなる見込み**です

今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 介護事業者は、**特定技能1号の枠拡大**の正式決定を確認し、2027年度以降の採用計画に反映する
- ✓ 施設給食の受託企業は、2027年度の新規受入れから**飲食料品製造業分野の要件・協議会**への対応を準備する

6 特定技能の分野別要領 ― 自動車運送業・外食業が改定されました

対 象　バス・タクシー・トラック事業者　／　飲食店・持ち帰り専門店など外食業の事業者

自動車運送業：2026年10月9日改定 | 外食業：2026年10月26日改定

自動車運送業	タクシー・バス運転者の1号は**B1相当以上が原則**。A2.2相当で受け入れる場合は、①分科会の審査を受けた**日本語学習プラン**の作成、②**日本語サポーター（自社で6か月以上雇用した社員等）の同乗**が必要です（離島・半島を走る路線バスなどは、自治体の協力同意書があれば単独乗務も可）。更新時にB1に届いていなければ、学習プランを改めて提出します。トラック運転者はA2.2相当以上です
外食業	2026年1月の運用方針に合わせた改定です。試験名が「評価試験」に変わり、日本語は1号がA2.2相当以上（JFT-Basic A2.2以上またはJLPT N4以上）、**2号がB1相当以上（JLPT N3合格でCEFR B1と判定された場合に限る）**です。2027年4月以降の2号の取扱いは追って示されます

白﨑識隆法律事務所
白﨑FHR経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE
大阪弁護士会所属
弁護士・社会保険労務士　**白﨑識隆**

7 育成就労・飲食料品製造業 ― 小売店の「店内加工」は受け入れられない場合があります

対 象　**食品工場　／　スーパーなど店内で食品を製造・加工する小売業**

2026年10月9日 育成就労の分野別要領 策定　食品産業育成就労協議会 入会規程

育成就労の飲食料品製造業分野の要領が策定されました。注意が必要なのは、**国の基準と協議会の入会基準の違い**です。協議会に入れないと、育成就労外国人は受け入れられません。

国の基準（告示）
対象の産業を「行っている」こと
事業所の主な売上である必要まではない

➡

協議会の入会基準
対象の産業を「主として」行っていること
主でない事業所は入会できない

➡

結果
受入れ不可
小売店の一角で製造・加工していても、それが主でなければ受け入れられない

対象の産業	食料品製造業、清涼飲料・茶・コーヒー製造業、製氷業のほか、小売業では**食肉小売業・総合スーパー・食料品スーパー（いずれも食料品製造を行うもの）、菓子・パンの製造小売、豆腐・かまぼこ等の製造小売**に限られます

今すぐやること（アクションポイント）

✓ 小売業で育成就労の受入れを検討している場合は、**受け入れる事業所の業種（日本標準産業分類）**が上の対象に当たるかを確認する

今月号の総まとめ ― 自社に関係する項目からご確認ください

§	対象	最優先のアクション
1	**特定技能2号**	パート・アルバイトを含めて**指導対象者を整理**。人数不足の旧様式案件は新様式で出し直す
2	**特定技能2号**	2027年4月から**B1相当以上**。変更・更新でも求められる可能性に備え、**日本語学習を計画的に支援**
3	**永住者を雇用する企業**	天引きした税・保険料を**期限どおり納付**。在留カードの更新を案内
4	**技人国（語学を使う業務）**	カテゴリー3・4は**B2相当の証明**が必要。日本留学試験・JPTが追加
5	**介護・施設給食ほか**	介護は1号枠を**2万人拡大**する案。施設給食は2027年度から飲食料品製造業へ
6	**自動車運送業・外食業**	バス・タクシーはB1原則（A2.2なら学習プラン＋同乗者）。外食業2号はB1相当
7	**育成就労（食品）**	小売業は**協議会に入会できる業種か**を確認

▶ お問い合わせ先

白﨑識隆法律事務所・白﨑FHR経営労務事務所

E-mail　info@shirasaki-law.com
公式HP　https://www.shirasaki-law.com
外国人HP　https://www.shirasaki-law.com/global/
所在地　〒530-0044　大阪市北区東天満2丁目1番4号　五高ビル702号
TEL/FAX　TEL 06-6356-2027　／　FAX 06-6356-2028

本資料は一般的な情報提供を目的としており、個別の法的アドバイスを構成するものではありません。参考：入管庁「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正（2026年10月19日）・参考様式第1－32号・「特定技能制度に関するQ&A」Q102～Q105、特定技能制度における日本語能力水準の確認開始時期（入管庁HP）、「永住者の在留資格の取消しに関するガイドライン」（2026年10月1日）、「永住許可に関するガイドライン」（2026年10月1日改定）、「技術・人文知識・国際業務」の提出書類（入管庁HP）、第15回特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議 配付資料、「特定技能1号の受入れ見込数及び在留者数（2026年7月末時点・速報値）」、自動車運送業分野・外食業分野の特定技能運用要領別冊、飲食料品製造業分野の育成就労運用要領別冊、食品産業育成就労協議会入会規程。